

Digital leaflet  
for  
teachers

## キーワード「積極的な生徒指導」「生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」 「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（個別の課題編）

学校における生活指導の一層の推進や、自分自身の対応力の向上に向けて、「生徒指導提要」の趣旨や、課題等の改善に向けたポイントについて、共通理解を図りましょう。

生命（いのち）の  
安全教育、  
性的被害者への対応

GO!

「性的マイノリティ」  
に関する理解と  
学校における対応

GO!

精神疾患に関する  
理解と対応

GO!

校則の運用  
・見直し

GO!

Let's  
CHECK!

GO!



表記は、生徒指導提要Ver.1.0.0に基づいています。

# 生命（いのち）の安全教育、性的被害者への対応



児童生徒が生命（いのち）を大切に、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められています。

## 生命（いのち）の安全教育



「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められます。



## 「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用

「生命（いのち）の安全教育」の教材は、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することができるように作成されています。

各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容などを踏まえた上で、適切に活用するよう留意することが必要です。

### （教材の主な内容）

- ・「水着で隠れる部分」は、自分だけの大切なところ
- ・ SNS を使うときに気を付けること
- ・ 自分と相手を守る「距離感」について ・ 性暴力とは何か



文部科学省と内閣府が作成した教材及び指導の手引きを活用しましょう！

## 児童生徒から相談を受けたとき

- 児童生徒が安心して話せる場所に移動する。
- 話を遮らず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残す。
- 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という言葉は避け、「どういうことか」に言い換えるようにする。例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など
- 怒りや動揺など、感情的な対応にならないよう留意する。
- 繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにする。

# 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応



「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのため、教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

## 性の多様性

性的指向  
**L**：レズビアン（女性同性愛者）  
**G**：ゲイ（男性同性愛者）  
**B**：バイセクシャル（両性愛者）

性自認  
**T**：トランスジェンダー  
（身体的性別と性自認が一致しない人）

いわゆる「性的マイノリティ」は、上記の 카테고リーに限定されるものではなく、LGBTのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現が使われることもあります。



## 学校における対応

「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）

- 悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努める。
- 教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、人権感覚を身に付ける。
- 当該児童生徒の支援は、相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要である。
- 当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じた進める必要がある。

## 学校外における連携・協働

当事者である児童生徒の保護者

- 保護者がその子供の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合  
学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進める。
- 保護者が受容していない場合  
学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止などを進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、支援していくことが考えられる。

医療機関

- 学校が支援を行うに当たっては、医療機関との連携を図ることが重要

※ 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、学校は、個別の事案における本人や家庭の状況などに応じた取組を進めることが肝要である。

生徒指導上の課題の背景として、精神疾患がその要因となっている場合があります。多くの精神疾患は思春期から青年期に始まると言われています。さらに、自らは病気と気付きにくいという特徴もあります。

## 日頃から

- 学級・ホームルーム担任や養護教諭、スクールカウンセラー等に相談を持ち掛けやすい環境づくりを進める
- 地域の関係機関とのネットワークを築く  
(思春期の心性に配慮した診療を得意とする精神科医の所在は、保健所、保健センターなどに情報がある。)

## 相談を受けたら

- まずは話を傾聴し、不安を受け止める



## 精神疾患が疑われるときは

- 学校長や養護教諭、学校医等を介し、地域の専門医につなげる



### 精神疾患を巡る全体的な理解

次の点を児童生徒も周囲の大人も理解し行動できるようにすることが大切である。

精神疾患に罹患することは誰にも起こり得るという認識

精神疾患の発症には睡眠などの生活習慣が影響すること

精神疾患や心の不調を疑ったら、早めに誰かに相談すること

### 自殺関連行動としての自傷への対応

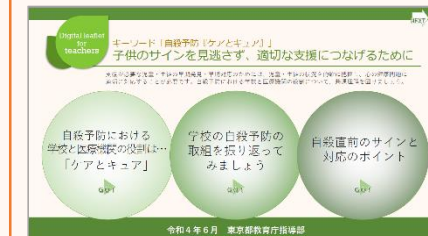
自傷（自分の身体を故意に損傷する行動）

自らの命を絶とうとする行動（自殺企図）の一環として行われる場合

自殺の意図を伴わずに反復される行動（非自殺性自傷）である場合

- いずれの場合にも、何らかの心のつらさがあり、その対処行動として自傷しか選べない現実があると捉えることが必要
- 傷そのものは必要十分な手当にとどめつつも、自傷に至った事実や心のつらさについては丁寧に聴いた上で、スクールカウンセラーや精神科医につないでいくことが大切

【参考】教職員向け  
[デジタルリーフレット](#)  
[キーワード「自殺予防](#)  
[ケアとキュア」](#)  
(令和4年6月 東京都教育庁指導部)



学校と医療機関の役割や、対応のポイント等について、分かりやすく示しています。

校則に基づく指導に当たっては、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。また、校則は、絶えず見直しを行うことが求められ、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、最終的には校長により制定されるものです。

## 校則※とは

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの

※「校則」の代わりに、「生活のきまり」、「生徒心得」などと呼ぶ学校もある。

## 校則の運用

- 教職員が校則を設けた背景や理由について理解
- 児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導

## 校則の見直し

- 校則は、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、絶えず見直しを行う

- ・ 学校の教育目的に照らして適切な内容か
- ・ 現状に合う内容に変更する必要があるか
- ・ 本当に必要なものか 等

児童生徒自身が校則の見直しの過程に参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。

## 学校における取組例

- ◇ 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいことや見直してほしいことを議論
- ◇ 生徒会やPTA会議、学校評議員会で、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項を意見聴取
- ◇ 校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明

- ☑ 校則に基づく指導に当たっては、**校則を守らせることばかりにこだわらない。**
- ☑ 校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまらず、**内省を促すような指導**になるよう留意する。
- ☑ 校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、**児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取**した上で決めていくことが望ましい。
- ☑ 見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、**校則について確認したり議論したりする機会を設ける**ことが求められる。
- ☑ 校則を策定したり、見直したりする場合には、**どのような手続きを踏むことになるのか、その過程について示しておく**ことが望まれる。

